

令和8年度

小松地域産材利用促進制度

小松地域産材を利用し、小松市内で戸建住宅、その他店舗・工場等の新築、増築、改修または外構工事を行う場合に、工事費または材料費の一部を助成します。

※赤字はR8改正部分

①新築・増築 ②改修

かが杉	柱(105×105×3000mm以上)に対し、2,600円/本を助成
小松石材	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成
小松表畳	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成
小松瓦	20万円以上の工事に対し、材料費(市の査定額)の20%を助成
九谷焼	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成
条件	1. 建物の延床面積(増築は増築部分の延床面積)が 50㎡以上 であること。 2. 店舗等併用住宅の場合、住戸専用面積が全体の1/2以上かつ 50㎡以上 であること。 3. 小松市産建築資材有効活用登録制度の登録を受けた業者が提供した製品であること。 4. かが杉は新築50本以上、新築以外20本以上使用すること。
補助限度額	①新築、増築：20万円 ②改修：10万円 (瓦のみ 一律20万円) ※限度額に達しない場合は実額より算定

外構工事

小松石材	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成
九谷焼	5万円以上の工事に対し、工事費(市の査定額)の20%を助成
条件	1～3は上記新築等と同じ。 4. 建築基準法(昭和25年法律第201号)を遵守した工事であること。
補助限度額	新築、増築：20万円 ②改修：10万円 ※限度額に達しない場合は実額より算定

※【フラット35】連携制度(地域活性化)

この制度を利用する場合、フラット35の金利引き下げの対象となります。金融機関で事前にご相談ください。

問い合わせ先 小松市都市創造部建築住宅課(定住担当)

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL:(0761)24-8104 Eメール:teiju@city.komatsu.lg.jp

詳細は小松市ホームページをご覧ください →

